

財産・請求権問題に関する韓国人の在日財産及び朝鮮総督府に関しての日本政府の具体的な交渉戦略

(イ) (ア) a の不開示部分①のうち後記イで国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができないとしたもの（なお、ページ数は、乙 A 2 7 6 によるもの）

a 8 ページ 1 0 行目

郵政省調べ（28年9月作成資料）による終戦時の朝鮮内郵便貯金残高（当該金額は、（別紙7）の第1の2(1)で認定した金額又はこれを前提に計算し得る金額と同程度のものと推認することができる。）

b 9 ページ 7 行目

24年6月の管理局渉外負債調べによる振替貯金の総額（当該金額は、（別紙7）の第1の2(1)で認定した金額又はこれを前提に計算し得る金額と同程度のものと推認することができる。）

c 25 ページ 1 行目

韓国側非公式資料（対日銀行為替清算試論）による韓国側主張に係る韓国内銀行から日本人が引き出した預金額

d 34 ページ 1 0 行目

韓国側非公式資料（対日銀行為替清算試論）による韓国側主張に係る送金額

イ そうであるとすれば、通し番号1-129の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 上記ア(イ)に掲げた不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの（特に、上記ア(イ) c 及び

dの韓国側主張の金額については、韓国側開示文書で既に公にされているものであるとも推認することができる。)であるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

- (イ) その余の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的試算額や日本側の対処方針・交渉戦略等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ 小括

したがって、通し番号1-129の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(1)に掲げた部分については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示

情報に該当するとは認められない（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の情報（後記2(2)に掲げた部分）は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-129の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-129の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-129の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち、次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に係る部分)は、適法である。

(1)ア 8ページ10行目

イ 9ページ7行目

ウ 25ページ1行目

エ 34ページ10行目(なお、上記アからエまでのページ数は、乙A276によるもの)

(2) 上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

(別紙5) 通し番号1-130

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-130の文書(文書1349)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月6日付け「請求権に関する一般的問題点(第1稿)」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関して請求の法的根拠及び法律関係に焦点を当てた政府部内での想定問答が記録されている。

2 通し番号1-130の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 3ページ(-2-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、韓国の対日戦時賠償要求に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

② 9ページ(-8-)1行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

③ 16ページ(-15-)下から約8行分及び17ページ(-15-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

これは、日本の在南北朝鮮財産の処理について日本政府の法的観点からの見解及び対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が具体的に記録されている。

(乙A124)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-130の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A124）によれば、通し番号1-130の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1. 韓国は、日本に対し、賠償の支払を要求したことがあるか。もし韓国が日本に対し賠償を要求するとすれば、その法的根拠は何か。そのような法的根拠ないしそれに基づく韓国の賠償要求をどう考えるか。

(1) 韓国は正式に「賠償」を要求したことはないが、韓国の日本に対する請求権は、「賠償的性質」を有する旨の発言を行ったことがあるか。

(2) いわゆる「戦時賠償」には、戦争状態の存在が前提となるが、日韓間には戦争状態が存在したことはないから、韓国の賠償要求は認めることはできない。

(注1) 「損害賠償」は請求権の問題として考える(後記 参照)

■■■不開示部分①■■■

2. 韓国に対する日本の請求権は消滅しているか。消滅しているとすれば、それはいつ、何によって消滅したのか。

(中略)

5. 桑港条約4条b項には、「日本国は、一合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。」旨規定されているが、この規定は軍令第33号との関連においていかに解すべきか。

(1) 次の2つの考え方が可能である。

(イ) 4条b項は、軍令第33号自体の有効性を承認する趣旨であると解する。この解釈を採る場合は、軍令第33号によって処理されるべきはずであったが現実に処理されていないものについても韓国側の請求権が成立する。

(ロ) 4条b項は、軍令第33号により現実に行われた処理の効果のみを認める趣旨であると解する。この解釈を採る場合には、現実に処理が行わなかったものについては、韓国の請求権を認める必要はないことになる。

(2) 今後の請求権問題交渉の結果として、前記4(1)(イ)の軍令第33

号に基づく請求権について、日本側より韓国側に対して何らかの支払をなすには、上記(1)(イ)の解釈を前提とせざるを得ない。しかし、その場合は、船舶問題において置水船に対する韓国の請求権を否認することが困難となる。

■■■不開示部分②■■■

6. 韓国の対日請求権は、韓国の管轄権が現実に及んでいる地域（南鮮）に関してのみ認めるべきではないか。南鮮に関してのみ対日請求権を認めた場合、北鮮の対日請求権はいかに処理されるべきか。

（中略）

10. 在北鮮日本財産に対する日本の請求権は消滅しているか。

(1) 軍令第33号によって処理されたのは、米軍占領下の朝鮮にあった日本財産のみであるから日本が桑港条約4条b項によって効力を承したのは在南鮮日本財産の処理のみであって、在北鮮日本財産の処理はこれに含まれない。■■■不開示部分③■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-130の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国の対日戦時賠償要求に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針

(イ) 不開示部分②

請求権問題について、平和条約4条(b)項の規定と軍令第33号との関連性に関する見解を前提とした日本政府の具体的な交渉戦略

(ウ) 不開示部分③

日本の在北朝鮮財産の処理について日本政府の法的観点からの見解及び対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具

体的な提案が具体的に記録されている。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-130の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針等の具体的内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-130の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-130の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-130の文書の不開示部分に記録されている

情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-130の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-131

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-131の文書(文書1350)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月7日から同年3月13日までに開催された第1回から第5回までの「請求権問題に関する大蔵省との打合会」の議事内容等を記録した内部文書によって構成されており、上記各打合会において財産・請求権問題に関して政府内部で協議、検討した経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する日本政府の見解及び交渉の順序又は段取りについて具体的な交渉戦略を検討した過程が記録されている。

- ① 13ページ(-13-) 最終行から14ページ(-14-) 11行目まで
(以下「不開示部分①」という。)
- ② 26ページ(-26-) 約12行分 (以下「不開示部分②」という。)
- ③ 38ページ(-38-) 上段2行分、下段2行分 (以下「不開示部分③」という。)

(ZA277)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-131の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公

にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A277）によれば、通し番号1-131の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和36年2月7日付け「請求権問題に関する大蔵省との打合会（第1回）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

3 議事要旨

(1) 法令33号の時期的範囲について（地域的範囲の問題にも関連）

（中略）

(2) 法令33号の地域的範囲について

（中略）

(3) 対韓請求権の消滅について

(中略)

(4) アメリカ解釈のレルヴァント・クローズについて

(中略)

(5) 交渉の順位について

■■■不開示部分①■■■

(6) 法令33号の字句の問題について

(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、「請求権問題に関する外務・大蔵打合会（第1回）議事要旨」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(1) 法令33号の時期的範囲について（地域的範囲の問題にも関連）

(中略)

(2) 法令33号の地域的範囲について

(中略)

(3) 対韓請求権の消滅について

(中略)

(4) アメリカ解釈のレルヴァント・クローズについて

(中略)

(5) 旧朝鮮総督府の承継問題について

(中略)

(6) 法令33号の字句の問題について

(中略)

(7) 交渉の順位について

■■■不開示部分②■■■

c. 不開示部分③

不開示部分③は、「請求権問題に関する大蔵省との打合せ（第3回）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

3. 議事要旨

前回に引き続き、韓国側請求要綱の実体に関し、第3項（内地送金関係資料別添）及び第5項のうち日本銀行券に関する大蔵省側の説明を聞いた後、次のような事項について意見の交換を行い、次回は27日（月曜日）午前10時より開催することを申し合わせた。

- (1) 今後の会談の進め方について、ト部参事官より、今後の会談においては、■■■不開示部分③■■■韓国側請求要綱の順序に従って第1項（地金銀）より各項目についてわが方より疑問点を韓国側に質問し、これに対する韓国側の具体的説明を聞いた上で、わが方の見解を述べるのが適当と思われる。そうすると法律論に入らざるを得ないが、法律論に入っても双方の見解が余りに隔たっているので、法律論によって問題の解決を見出すことは不可能と思われるので、■■■不開示部分③■■■今後会談を進めるためには、この段階で法律論をやって言い難いことも言うという過程を経ることはやむを得ない。ただし、この場合、前もって非公式会談等で、わが方としてはわが方の立場もあり、法律論に入れば言い難いことも言わざるを得ないが、それにもかかわらず、韓国側が法律論に入ることを希望するのなら、わが方としてもこれに応ずるものである旨念を押しした上で、受けて立つという体勢

で法律論の討議に入るべきである旨述べたところ、大蔵省側はこれに同意し、今後正式会談に入る前に西原理財局長と先方主査との間で非公式会談を行い、そういう趣旨で打ち合わせすることになるものと思う旨述べた。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-131の文書に記録されている情報は、いずれも、大蔵省と外務省との間で議論された請求権問題に関する交渉の順序又は段取り等に関する見解の具体的内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-131の文書に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針の具体的内容であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-131の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-131

の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-131の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-131の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-132

第1 前提事実(各論)

通し番号1-132の文書(文書1355)は、外務省条約局法規課が昭和36年9月1日付けで内部文書として作成した請求権問題の討議用資料(総数32ページ)であり、韓国が主張した対日請求権のうち、朝鮮総督府の債務、在韓日本人の日本への送金、韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目に関しての日本政府の見解、具体的な対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

(甲61)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-132の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば，通し番号1-132の文書に記録されている情報は，昭和36年当時，外務省内で検討された請求権問題に関する対処方針及び提案等の具体的内容（これには，韓国が主張した対日請求権のうち，朝鮮総督府の債務，在韓日本人の日本への送金，韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目に関しての日本政府の見解も含まれる。）であると推認することができる。

イ そうであるとすれば，通し番号1-132の文書に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針等の具体的内容であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって，通し番号1-132の文書の不開示部分に記録されている情報は，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-132の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-132の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-132の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である(なお、付言するに、証拠(乙A278, A280, 281, 282)によれば、昭和36年9月当時に作成された日本政府部内における請求権問題の討議状況やその討議用資料等が一部開示されているし、例えば、通し番号1-129の文書(昭和36年2月11日付け「韓国請求権検討参考資料(未定稿)」と題する文書。乙A276)のように、日本政府部内における請求権問題の検討資料であっても一部開示がされていることに照らすと、通し番号1-132の文書についても、少なくとも前提事実(各論)で指摘した検討項目やそこで指摘された前提事情で他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のもの等の部分開示が検討されるべきである。))。

(別紙5) 通し番号1-133

第1 前提事実(各論)

通し番号1-133の文書(文書1356)は、外務省アジア局が作成した昭和36年9月4日付け「日韓請求権問題」及びその添付文書である別添1「非公式資料」及び別添2「日韓請求権問題試案」と題する内部文書によって構成されており、財産・請求権問題に関して政府部内で想定した問題の概要及び同問題に対する具体的な対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ(-1-) 2か所及び最終行、2ページ(-2-) 上段3行分及び下段8行分、3ページ(-2-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分①」という。)

これは、いずれも、財産・請求権問題における日本政府の対韓請求権の一部及び韓国側の対日請求権の一部について政府内部において試算した項目又は金額が具体的に記録されている。

- ②-1 7ページ(-6-) 約11行分(以下「不開示部分②-1」という。)

- ②-2 8ページ(-7-) 約2行分(以下「不開示部分②-2」という。)

- ②-3 9ページ(-8-) 約4行分(以下、「不開示部分②-3」といい、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これらは、いずれも、財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針が具体的に記録されている。

- ③ 15ページから23ページまで(-13-)に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

これは、上記「別添2『日韓請求権問題試案』」に相当する部分であり、

財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針が具体的に記録されている。

(乙A278)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-133の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-133の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A278)。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、昭和36年9月4日付け「日韓請求権問題」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 韓国請求権の内容は別添「韓国の対日請求要綱」(別添(1))のとおりで、昭和28年当時大蔵省理財局外債課で、韓国側要求中

- a 韓国人戦傷病者戦没者に対する弔慰金
- b 韓国人被徴用労務者に対する諸支払、弔慰金等
- c その他若干の項目

を除いたものにつき推定した金額は■■■不開示部分①-1■■■円余りとなる。

2. 日本が全朝鮮に残置した企業財産及び個人財産は、昭和28年大蔵省理財局外債課で推定したところによると■■■不開示部分①-2■■■円であり、同課では■■■不開示部分①-3■■■と見込んでいる。

3. 大蔵省理財局では昭和30年4月12日、Vesting decreeの効力についての法律論に無関係、かつ新たな立法等の措置を必要としない項目として、

■■■不開示部分①-4■■■

4. 韓国請求権については、我が方では3つの法律問題を考慮している。すなわち、

(1) 韓国は、全朝鮮を支配せず、朝鮮には北鮮(朝鮮人民共和国政

府)なるauthorityが存在する。韓国政府は全朝鮮のため請求権を主張し得ない。

(2) 平和条約4条で日本は、在韓米軍司令部の法令第33号、すなわちVesting decreeの効力を認め、したがって日本は韓国に対し請求権を主張しない。ただし、Vesting decreeは南鮮のみ効力があつたもので、当時南鮮になかつたものには効力が及ばず、更に効力が及んだものでも1948年9月11日の米韓協定で、米軍から韓国に移されなかつた請求権については、これを認めない。

(3) 日本は、Vesting decreeの効力を認め対韓請求権は存在しないとするが、平和条約4条(a)項により、日本の放棄した請求権は韓国の請求権についての特別取極に当たり考慮に入れられるべきものである(1957年12月31日のいわゆるU.S.メモランダムによる解釈)。

5. 上記4. 日本側法律問題についての立場に対する韓国側の主張は、(中略)

■■■不開示部分②-1■■■

7. 韓国請求権問題の解決策としては、我が方としては、前記4の法律問題についての立場を堅持せざるを得ない。この立場に立って請求権各項目を検討すると、先方の「要綱」5に出てくる■■■不開示部分②-2■■■個人の郵便貯金、郵便年金、公社債等はこれに属させることも可能であろう。韓国政府所有の公社債、日銀券(焼却日銀券をも含み得べし)等は請求権を認めた上でUBメモランダムの解釈でドロップさせることを考えるべきでなかろうか(中略)以上の考え方を「請求要綱」各項目に従い書いてみると「日韓請求権問題試案」(別添(2))となる。

8. ここで問題になるのは、純然たる個人債権のうち(イ)戦争による

被徴用者の被害に対する補償と(ㄱ)韓国人の対日本政府請求恩給関係である。■■■不開示部分②-3■■■ただし、韓国政府としてはいつまでも日本政府の保護で生活を立てる国民の居ることは避けたいようである。そこで1名100ドルの補償という要求を出したりするのであろう。もっとも現行法と同じ保護を与えるときは、その範囲をいかにとるか(恩給受領者の範囲は警官、教師のごときを入れるか入れないかで大きく変わり得る。)によって、最終支払を完了するまでに相当膨大な金額に達する可能性あり、大蔵省に試算してもらう必要がある。その試算の結果によっては、一定額で打ち切る方式も考えねばならないと思われる。

b 不開示部分③

不開示部分③は、「別添2. 日韓請求権問題試案」と題する文書中にあり、その全部に相当する。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号1-135の文書の一部開示部分には、要旨下記のとおり記録されている(乙A280)。

記

2. 次いで、ト部参事官より、請求権問題は理財局長が主査であり、外務省担当官としては局長の指示により作業すべきであるが、未だ従来の経緯につき十分諒承されていないかもしれないので申し上げるとして、今後の進め方の概要につき、次のとおり述べた。

(中略)

その後、ト部参事官より全くト部個人の試案であるとして別添「日韓請求権問題試案」を提出し、同試案が韓国側に対する general responseの第1段階として提出すべき一番しどい線であり、今後情勢のいかんによって種々の考慮から請求権金額を大きくする必要

がある場合、本誌案以外の考え方をせねばならなくなり得ることをお断り申し上げると特に強調した。

3. 卜部試案の説明に際し、注目すべき点、次のとおり。

(イ) 試案の基調は個人的請求権は個人ベースにより返還するという建前であり、そのほかは認めないということである。

(ロ) 恩給支払（韓国側請求8項目中第5項の5）は日本側としても適当方法により支払わねばならないと考えられるが、昭和30年4月大蔵省理財局長が外務省に提出した支払提案項目概要によると一般朝鮮人公務員2240人に対し、約■■■不開示部分■■■円の未払恩給があるとされているが、韓国側は現在日本より恩給を受けるべきものの団体があり、同団体には約5万人の参加者があるとしており、対象人数の確定が先ず問題となろう。支払方法に関してもランプサム方式か若しくは日本の国内法を適用して個人ベースで継続して支払う方式かの問題があるが、韓国側としては日本政府の禄を食む朝鮮人が長く存続することはたまらないとして個人ベースには反対している（これに関連し、吉岡次長より台湾の例につき質問がされ、以下中略）。

(ハ) 戦争による被徴用者の被害の補償（8項目中第5項の4）に関して、韓国側は被徴用者数を第二次会談において10万とし、また、第五次会談において吉田次長より韓国側のいう被徴用者とは日本に連れてきたものだけであるかとの問に対し、しかりと回答した経緯があるが、現在韓国側はかつて日本側厚生省が算定した被徴用者110万なる数字を重視している模様である。したがって、まず第一に被徴用者数を改めて推定し、技術的に極めて困難ではあろうが、戦傷病者、戦没者留守家族援護法等の日本の国内法を適用した場合どの程度の金額になるか算定してみる必要があ

る。韓国側は第二次大戦中インドネシアへ抑留されたオランダ人に対する補償（約10万人につき1000万ドル）の例を引用し、1人当たり100ドルを一律に要求してくる可能性がある（1000ドルとか1500ドルとの金額を上げたりしているの）。これに対する態度も検討してみる必要がある。早急に厚生省等に問い合わせ作業を開始する。

4. ト部試案検討の後、桜井外債課長から、（中略）特に日本側の方針として個人的債権を認めるということであれば、個々人につき資料を求めざるを得ない。（以下略）

b 通し番号1-136の文書の一部開示部分のうち、昭和36年9月14日付け「日韓請求権解決方式について」と題する文書には、韓国の対日請求にも（イ）請求に応ずるを妥当とするもの、（ロ）応否いずれにも理屈の立つものがあるとして、具体的に上記（イ）に当たるものを明らかにしているところ、その具体的内容は、（別紙5）通し番号1-136の「第3 当裁判所の判断」の1（1）アで説示したとおりである（なお、ここでは、特に「大蔵省にも問題のないもの」として、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が指摘されている。）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-133の文書の不開示部分は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

財産・請求権問題における日本政府の対韓請求権の一部及び韓国側の対日請求権の一部について政府内部において試算した項目又は金額であり、具体的には次のとおりである。

a 不開示部分①-1

昭和28年当時、大蔵省理財局外債課が韓国側の要求中の韓国人戦傷病者戦没者に対する弔慰金、④韓国人被徴用労務者に対する諸支払、弔慰金等、⑤その他若干の項目を除いたものにつき推定した金額

b 不開示部分①-2

昭和28年当時、大蔵省理財局外債課が推定した全朝鮮に残置された日本の企業及び個人の財産の総額

c 不開示部分①-3

昭和28年当時における全朝鮮に残置された日本の企業及び個人の財産についての大蔵省理財局外債課の具体的見解

d 不開示部分①-4

昭和30年4月12日、大蔵省理財局がVesting decreeの効力についての法律論に無関係、かつ新たな立法等の措置を必要としないと考えた具体的項目（通し番号1-93の文書（乙A248）の不開示部分と同じ）

(イ) 不開示部分②

財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針であり、このうち不開示部分②-2及び不開示部分②-3に係るものについては、具体的には次のとおりである。

a 不開示部分②-2

韓国の対日請求権に関する日本側の具体的な見解や韓国の対日請求要綱5項にある特定の項目であり、通し番号1-135の文書の一部開示部分で指摘されている「個人的請求権は個人ベースにより返還するという建前であり、そのほかは認めない」という趣旨や通し番号1-135の文書及び通し番号1-136の文書の一部開示部分で指摘

されている「恩給支払」，「戦争による被徴用者の被害の補償」等の項目を述べたもの

b 不開示部分②-3.

(イ)戦争による被徴用者の被害に対する補償と(ロ)韓国人の対日本政府請求恩給関係に関する日本側の具体的見解であり，通し番号1-135の文書で指摘された「支払方法に関してはランプサム方式か若しくは日本の国内法を適用して個人ベースで継続して支払う方式かの問題がある」との問題意識を踏まえて「日本の国内法を適用して個人ベースで継続して支払う方式」の説明

(ウ) 不開示部分③

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針及び日本側の具体的見解

ウ そうであるとすれば，通し番号1-133の文書の不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては，次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①，不開示部分②-1及び不開示部分③

不開示部分①，不開示部分②-1及び不開示部分③に記録されている情報は，請求権問題に関して日本政府部内で韓国の対日請求権又はこれに関連する事項について試算された具体的金額若しくはこれらの点についての具体的見解等であり（もともと，このうち不開示部分③に係るものについては，通し番号1-137の文書中に同一題名の文書が一部開示されており（乙A282），これと同趣旨の内容が含まれている可能性も否定することができない。），本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確

な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②-2及び不開示部分②-3

不開示部分②-2及び不開示部分②-3に記録されている情報は、上記イで説示したとおり通し番号1-135の文書又は通し番号1-136の文書の一部開示部分から容易に推測できるもの又は当該文書の一部開示により既に公にされている見解と同趣旨のものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 小括

したがって、通し番号1-133の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものは、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない)。

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公

開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない(そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-133の文書の不開示部分に記録されている情報のうち後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-133の文書の不開示部分①、②-1及び不開示部分③に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-133の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち、次の(1)に掲げるものに係る部分は、違法である

といわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げるもの）は、適法である。

(1) 不開示部分②－2，不開示部分②－3

(2) 不開示部分①，不開示部分②－1，不開示部分③

(別紙5) 通し番号1-134

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-134の文書(文書1358)は、昭和36年9月5日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており、第五次日韓会談において韓国が主張した対日請求権8項目についての討議記録及び討議の概要並びに政府部内で試算された韓国の対日請求権の具体的な金額が記録されている。

- (1) 「第5次日韓会談における韓国請求権8項目の討議抄録」と題する書面
- (2) 「第5次請求権記録」と題する書面
- (3) 「第5次請求権概算」と題する文書

2 通し番号1-134の文書の不開示部分は、上記1(3)の文書中にある次の部分であり、いずれも、韓国が主張した対日請求権8項目それぞれについての政府部内での試算額や試算方法が具体的に記録されている。

- ① 37ページ(-37-) 上段6行分、下段11行分ほか2か所
- ② 38ページ(-38-) 2か所
- ③ 39ページ(-39-) 上段9行分、下段5行分
- ④ 40ページ(-39-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び41ページ(-40-) 各3行分ほか3か所
- ⑤ 42ページ(-41-) 3か所
- ⑥ 43ページ(-42-) 11行目、13行目及び欄外の3か所
- ⑦ 44ページ(-43-) 10行分
- ⑧ 45ページ(-44-) 8行分
- ⑨ 46ページ(-45-) 4行分ほか3か所
- ⑩ 47ページ(-46-) 4行分
- ⑪ 49ページ(-47-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部

分)

(乙A279)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-134の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号 1-134 の文書の不開示部分に記載されている情報は、その前後の記載の内容等（末尾記載の証拠で認定することができるもの）も併せ考慮すると、次のものを除き、韓国が主張した対日請求権 8 項目それぞれについての日本政府部内での試算額又は試算方法の具体的内容であると推認することができる（乙 A 279）。

そして、次の不開示部分については、その前後の記載から、次のとおり推認することができる（なお、ページ数は、乙 A 279 によるもの）。

a 37 ページ

「K側主張■■■不開示部分■■■」は、郵便貯金、振替貯金、為替貯金に関する韓国側の主張金額である。

b 41 ページ

「韓国側 ■■■不開示部分■■■円」は、対日請求要綱 3 に関する韓国側の主張金額である。

(1) 本件各文書の一部開示部分

通し番号 1-257 の文書の一部開示部分には、郵便貯金、振替貯金、郵便為替等に関する韓国側の主張金額が記録されている（乙 A 376 [- 14 - の左側（18 ページ）] ）。

請求金額	円
郵便貯金	1,019,633,809.377
振替貯金	111,054,064.022
郵便為替	67,037,869.758
合計	1,197,725,743.107

イ そうであるとすれば、通し番号 1-134 の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 上記ア(ア)で掲げた不開示部分(37ページ及び41ページのもの)

上記ア(ア)で掲げた不開示部分(37ページ及び41ページのもの)に記録されている情報は、韓国側主張の金額であり、他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等が協議の対象となり得る余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 上記以外の不開示部分

その余の不開示部分に記録されている情報は、いずれも日本政府部内で検討された請求権問題に関して韓国側の対日請求項目に対する日本側の具体的試算額又は試算方法であり、本件全証拠によっても、これが韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ 小括

したがって、通し番号1-134の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(1)に掲げた部分については、被告において、一般的

又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の情報（後記2(2)に掲げた部分）は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-134の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-134の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-134の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち、次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に係る部分)は、適法である。

(1)ア 37ページの「K側主張■■■不開示部分■■■」

イ 41ページの「韓国側 ■■■不開示部分■■■円」(なお、上記ア及びイのページ数は、乙A279によるもの)

(2) 上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

(別紙5) 通し番号1-135

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-135の文書(文書1359)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月8日付け「日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会要録」と題する内部文書であり、第六次日韓会談における財産・請求権問題の進め方についての外務、大蔵両省代表者による打合せの要旨が記録されている。

このうち不開示部分は、13ページ(-13-)の1か所であり、一般朝鮮人公務員に対する未払恩給について政府部内で具体的に試算した金額が記録されている。

(乙A280)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-135の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A280)によれば、通し番号1-135の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

3. ト部試案の説明に際し、注目すべき点、次のとおり。

(イ) 試案の基調は個人的請求権は個人ベースにより返還するという建前であり、そのほかは認めないということである。

(ロ) 恩給支払(韓国側請求8項目中第5項の5)は日本側としても適当方法により支払わねばならないと考えられるが、昭和30年4月大蔵省理財局長が外務省に提出した支払提案項目概要によると一般朝鮮人公務員2240人に対し、約■■■不開示部分■■■円の未払恩給があるとされているが、韓国側は現在日本より恩給を受けるべきものの団体があり、同団体には約5万人の参加者があるとしており、対象人数の確定が先ず問題となろう。(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-135の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和30年当時、大蔵省理財局が算定した一般朝鮮人公務員2240人に対する未払恩給の総額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-135の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は、日本政府部内で韓国の対日請求権の算定基礎として調査された数額であり、本件全証拠によっても、これが韓国側に提示されて韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-135の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-135の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-135の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-135の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-136

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-136の文書(文書1360)は、外務省が作成した次の文書によって構成されており、東南アジア諸国に対する賠償額と対比しながら日韓間の特殊な関係を勘案した上で財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容が記録されている。

(1) 昭和36年9月14日付け「日韓請求権解決方策について」と題する文書

(2) 昭和36年9月14日付け「日韓請求権解決方式について」と題する文書

2 通し番号1-136の文書のうち不開示部分は、次のとおりである。

① 3ページ(-2-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び5ページ(-3-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分①」という。)

これは、いずれも、財産・請求権問題の解決のため、日韓関係の特殊事情を勘案した上で作成された具体的な計画案とその規模が具体的金額をもって記録されている。

② 8ページ(-6-)1か所、9ページ(-7-)2行分ほか2か所、14ページ(-12-)2か所(以下これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも、韓国の対日請求権に関して政府部内で試算した具体的金額及び韓国側に提示することが検討されていた具体的金額等の請求権に関する個別的金額及び総額の見積りと、これらを解決する経済協力の組合せが記録されている。

(乙A281)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-136の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3. 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A281）によれば、通し番号1-136の文書の不開示部分は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①は、前提事実（各論）1(1)の文書中にあり、その後には、東南アジア諸国（ビルマ、フィリピン、インドネシア、ヴェトナム、カンボジア、ラオス）との賠償等の先例が記録されている。

b 不開示部分②は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その前

後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 韓国請求権には例えば「朝鮮銀行を通じて搬出した地金地銀」のごとき応ずべき理由の全くないもの、また、例えば朝鮮に本店のあった法人の在日財産のごとく5分5分の理屈が立っても応ぜられないものもあるが、これらはここでは論外として、(イ)請求に応ずるを妥当とするもの、(ロ)応否いずれにも理屈の立つものがある。もとよりrelevant clauseがあり、(イ)も(ロ)もこれにより拒否も可能であろうが、また、拒否の程度に手心を加え得るであろう。経済援助中無償援助として考えられるものをこの(ロ)にまわすのが実際的ではなかろうか。もっとも会談の事務レベルでは(ロ)は全然出さず、政治的解決の段階で最後に出すべきことはいうまでもない。
3. 韓国請求権を以上の考え方で整理してみると次のごとくなるであろう。

(イ) 応ずるのが妥当とするもの

A 大蔵省にも問題のないもの

(i) 引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金

■■■不開示部分②■■■ 円

(ii) 軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与

■■■不開示部分②■■■

(iii) 帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分

■■■不開示部分②■■■ 円

(iv) 昭和27年4月までの未払恩給

■■■不開示部分②■■■ 円

B その他

(i) 郵便貯金

(中略)

(ii) 簡易保険, 郵便年金

郵便貯金と同じ方法による。

(iii) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

(中略)

(iv) 韓国人の対日本政府恩給関係その他

(中略)

(v) 8月9日以後の内地送金

(中略)

(vi) 閉鎖機関, 在外会社関係

(中略)

(㉑) 返還につきrelevant clauseはあるが妥協を考慮し得るもの

(i) 朝鮮銀行関係

(中略)

(ii) 郵便貯金, 簡易保険年金

(中略)

(iii) 日銀券

(中略)

(iv) 国債

(中略)

(v) 果実

(中略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば, 通し番号1-136の文書の
不開示部分に記載されている情報は, 次のとおりであると推認することが
できる。

(ア) 不開示部分①

外務省が検討した財産・請求権問題の解決のため日韓関係の特殊事情を勘案した上での具体的な計画案とその規模（具体的金額を含む。）

(イ) 不開示部分②

請求権問題に関し、外務省が「大蔵省にも問題のないもの」として韓国の請求に応ずるのが妥当なものと考えた「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」について試算された具体的金額

ウ そうであるとすれば、通し番号1-136の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の具体的解決策又は韓国側の請求に係る事項についての具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-136の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-136の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-136の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-136の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号 1-137

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号 1-137 の文書 (文書 1361) は、次の内部文書によって構成されており、第五次日韓会談において韓国側が主張した対日請求権 8 項目についての日本側の対処方針が記録されている。

(1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 36 年 9 月 26 日付け「日韓請求権問題試案」と題する文書

(2) 外務省条約局法規課が作成した昭和 36 年 9 月 12 日付け「『日韓請求権問題試案』に対するコメント」と題する文書

2 通し番号 1-137 の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国の主張する対日請求権 8 項目に関して支払を行う条件及び支払の規模に関する日本政府の具体的な見解、計算方法に関する我が方の考え方が記録されている。

① 3 ページ (-3-) 約 9 行分 (以下「不開示部分①」という。)

② 4 ページ (-4-) 約 3 行分 (以下「不開示部分②」という。)

③ 6 ページ (-6-) 約 2 行分 (以下「不開示部分③」という。)

④ 7 ページ (-7-) 約 3 行分 (以下「不開示部分④」という。)

⑤ 10 ページ (-10-) 約 3 行分 (以下「不開示部分⑤」という。)

⑥ 14 ページ (-14-) 約 2 行分 (以下「不開示部分⑥」という。)

⑦ 15 ページ (-15-) 約 1 行分 (以下「不開示部分⑦」という。)

⑧ 16 ページ (-16-) 2 行分及び 3 行分 (以下「不開示部分⑧」という。)

⑨ 17 ページ (-17-) 約 3 行分 (以下「不開示部分⑨」という。)

⑩ 23 ページ (-23-) 約 2 行分 (以下「不開示部分⑩」という。)

⑪ 27 ページ (-27-) 約 4 行分 (以下「不開示部分⑪」という。)

⑫ 31 ページ (- 3 1 -) 約 4 行分 (以下「不開示部分⑫」という。)

⑬ 32 ページ (- 3 2 -) 約 4 行分及び約 1 行分 (以下「不開示部分⑬」という。)

(乙A282)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1 - 1 3 7 の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実 (各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある (情報公開法 5 条 3 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A282）によれば、通し番号1-137の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①から不開示部分⑨まで

不開示部分①から不開示部分⑨までは、前提事実（各論）1(1)の書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済

(1) 逋信局関係

(a) 郵便貯金，振替貯金，郵便為替

(イ) 郵貯，振貯等は，総督府逋信局が独立して行っていた業務でない。したがって，在総督府逋信局貯金原簿をV・Dによって取得したが，同原簿上の現在高（あるいは，少なくとも大蔵省預金部の預入高）に対する権利主張の根拠になり得るかには大いに疑問がある。債権の所在（situs）に関する一般原則に基づいてかかる主張を否認する理由はあるものと考えられる。

(ロ) 還元融資を考慮する点は，少なくとも法律上のrelevanceを主張する根拠に乏しいと考える。また，久保田発言を含む従来の経緯から考えても実際上も問題があろう。

(ハ) 以上の点を別とすれば，V・Dの影響を受け得ない■■■■不開示部分①■■■■したがって，これらについては，■■■■不開示部分①■■■■

(ニ) ただし，■■■■不開示部分①■■■■右韓人名義貯金残高に見合う金額が同逋信局郵貯，振貯関係現金（各地郵便局分も含む。）としてV・Dの対象となった事実relevantを主張する問題がある。（中略）

(ホ) 本項に関しては、韓国政府による業務承継が行われている可能性が大きい。■■■不開示部分②■■■国家承継方式によって大蔵省預金部預入分を返還すると同時に一切の処理を韓国側に移転する方法も、この観点から实际的解決として検討に値するものと思われる。

(b) 国債及び貯蓄債券等

(イ) ■■■不開示部分③■■■

(ロ) ただし、国債の中、登録債は元来証券が発行されず、登録簿に登録して債権を表示するものであるから、V・Dによって総督府所有分を取得することは不可能であろう。これに反して証券国債は、証券自体が物権的性格を帯びていることに鑑み、有体財産と同一に扱うべきかとも考えられる。

(ハ) 貯蓄債券についてもおおむね同様であって、少なくとも無記名のものについては、有体財産と同一に扱う理由はあろう。

(c) 朝鮮簡易保険及び郵便年金関係

(イ) 簡保、年金は(a)と異なり、総督府が独立して営業していたものである。この場合には(a)のごとき立論によってV・Dの効果を否認することが不可能と考えられる。■■■不開示部分④■■■

(ロ) 大蔵省預金部預入分は、それ自体としてはV・Dの対象となっていないから個人請求方式による解決の場合には返還要求に応ずる必要はない。

(中略)

(2) 1945年8月9日以後日本人が韓国内各銀行から引き出した預金額

■■■不開示部分⑤■■■

(中略)

5 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済。

(1) 日本有価証券

(イ) V・Dによって取得したものを含まない限り、■■■不開示部分⑥■■■(ただし、後述要綱6その他とダブっているものは除く。)

(ロ) V・Dによって取得したものについては、原則論として債権所在地(situs)の問題が生ずること他の場合のV・Dの効果と同様である。(中略)

(2) 日本系通貨

(イ) ■■■不開示部分⑦■■■ただし、他とダブるものは除き、また、純然たる日本系通貨に限る(儲備券、満銀券などはこれに入らない。)

(中略)

(3) 被徴用韓人未収金(及び税関預かり金)

■■■不開示部分⑧■■■

(4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

■■■不開示部分⑧■■■

(5) 日本政府恩給関係

(イ) ■■■不開示部分⑨■■■

(ロ) ■■■不開示部分⑨■■■特に人的範囲について根拠法別に見て恩給法に基づくものに限る場合とそれ以外の条例等に基づくものを含む場合、時間的範囲について平和条約発効時までに限る場合(cf. 恩給法9条1項3号)とそれ以後を含む場

合にわけ、その組み合わせから生ずる各variationsにつき、
生じ得る問題点及び具体的金額を研究することが望ましい。

b 不開示部分⑩から不開示部分⑬まで

不開示部分⑩から不開示部分⑬までは、前提事実（各論）1(2)の
文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 要綱2について

(1) 逡信局関係

(イ) ■■■不開示部分⑩■■■との試案のラインには原則として
同意見。

(ロ) (略)

(ハ) 本来日本人所有分であって、V・Dによって韓国が取得した
と主張しているものについては、問題となる債権の種類によっ
て具体的に考察する必要がある。

(a) (中略)

(e) 布告第3号による凍結分は、凍結された支払資金自体が後
にV・Dにより帰属の対象となったとの根拠から二重払いを
避けるためRelevant論を適用すべきか否かが一応問題となる
が、実際には、要綱3の場合と同様（全く逆のケース）帳簿
上の送金付替が行われたのみで現金決済が行われていないと
すれば二重払いのおそれはないと思われる。■■■不開示部
分⑪■■■

(中略)

5 要綱5について

(中略)

(5) 日本政府恩給

(イ) 原則として試案のラインに同意見

(ロ) ■■■不開示部分⑫■■■

(ハ) 支払の時間的範囲は、講和発効時までと限る根拠はない。個人請求による限り、■■■不開示部分⑬■■■と考える。その場合base upその他日本人に対して当てられた措置は■■■不開示部分⑬■■■（一般的には終戦後公務員給与のbase upの都度、同一比率によるbase upを行ってきている。なお、一括払いの方式をとる場合は、計算の基礎としての平均余命及びその算定方式が具体的に問題になろう。）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-137の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。韓国の主張する対日請求権8項目に関して支払を行う条件及び支払の規模に関する日本政府の具体的な見解、計算方法に関する我が方の考え方

(ア) 不開示部分①

1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(a)郵便貯金、振替貯金、郵便為替について、外務省が検討したV・Dの影響を受け得ないものに関する支払を行う条件及び支払の規模等に係る具体的見解

(イ) 不開示部分②

1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(a)郵便貯金、振替貯金、郵便為替について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(ロ) 不開示部分③

1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の(b)国債及び貯蓄債券等について外務省が検討した支払を

行う条件等に係る具体的見解

(エ) 不開示部分④

1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち
逓信局関係の(c)朝鮮簡易保険及び郵便年金関係について外務省が検討
した支払を行う条件等に係る具体的見解

(オ) 不開示部分⑤

1945年8月9日以後日本人が韓国内各銀行から引き出した預金額
について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(カ) 不開示部分⑥

日本有価証券のうちV・Dによって取得したもの以外のものについて
外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的見解

(キ) 不開示部分⑦

日本系通貨について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的
見解

(ク) 不開示部分⑧

被徴用韓人未収金（及び税関預り金）及び戦争による被徴用者の被害
に対する補償について外務省が検討した支払を行う条件等に係る具体的
見解

(ケ) 不開示部分⑨

日本政府恩給関係について外務省が検討した支払を行う条件等に係る
具体的見解

(コ) 不開示部分⑩

前提事実（各論）1(1)の文書に記録されている1945年8月9日
現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち逓信局関係の試案の骨
子

(カ) 不開示部分⑪

1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済のうち
逓信局関係の(c)朝鮮簡易保険及び郵便年金関係のうち、軍政法令第3
号によって凍結された韓国受取金（対外金融取引停止の結果、整理ので
きなかつた決済関係の受取金）について外務省が検討した支払を行う条
件等に係る具体的見解

(シ) 不開示部分⑫

日本政府恩給関係について外務省が検討した支払を行う条件等に係る
具体的見解

(ス) 不開示部分⑬

日本政府恩給関係につき個人請求による場合の支払を行う条件及び支
払の規模又は計算方法等に係る外務省の具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-137の文書の不開示部分に記録さ
れている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請
求に対する具体的見解等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政
文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書
により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠が
ないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げ
られる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の
変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公に
すれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に
把握し又は推測する材料となり得ないとはまではいえないから、北朝鮮との
交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-137の文書の不開示部分に記録されている
情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報
公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-137の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-137の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-137の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号 1-138

第1 前提事実 (各論)

通し番号 1-138 の文書 (文書 1363) は、大蔵省理財局が作成した昭和 36 年 10 月 26 日付け「韓国の対日請求権について」と題する内部文書であり、在韓日本資産を韓国に引き渡した米軍令 33 号及び日韓間の特別取極についての日韓双方の解釈の概要と、韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記載されており、このうち、不開示理由 1 に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 4 ページ (4-1) 1 か所 (以下「不開示部分①」という。)

これは、日本が終戦時保有していた対韓請求権について政府部内で試算した具体的金額が記録されている。

② 10 ページ (10-1) 10 行分 (以下「不開示部分②」という。)

これは、韓国が第五次日韓会談において主張した対日請求権 8 項目について政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

(乙A283)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1-138 の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実 (各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠(乙A283)により認定できる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-138の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日本の対韓請求権の終戦時価格であって在外財産報告書の集計に係るもの

(イ) 不開示部分②

昭和36年当時、韓国の対日請求権8項目についてその時点までに明らかにされた韓国の主張等に基づき試算した概数としての金額及びその項目ごとの内訳金額

イ そうであるとすれば、通し番号1-138の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、請求権問題に関して、日本政府部内で検討された日本の対韓請求権の具体的試算額又は韓国の対日請求権の具体的試算額であり、本件全証拠によっても、これが韓国側開示文書で公にされてい

ること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-138の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-138の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-138の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-138の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-140

第1 前提事実(各論)

通し番号1-140の文書(文書1366)は、外務省が作成した昭和36年11月7日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する内部文書であり、朴正熙最高会議議長来日の際に行われることが想定された請求権問題の議論についての対処方針が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、請求権問題に関する交渉において韓国政府の主張する要求に対する日本政府の対応策として政府部内で検討された日本側が韓国側に支払う具体的な金額又は対韓経済協力に関して供与する円借款の具体的な金額が記録されている。

- ① 3ページ(-3-) 4か所
- ② 4ページ(-4-) 2か所
- ③ 5ページ(-5-) 1か所
- ④ 6ページ(-6-) 1か所

(乙A285)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-140の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利

益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-140の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A285）。

記

日韓会談の諸懸案中、請求権問題は、韓国側が特に重視している関係上、朴正熙最高会議議長来日の機会に、先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるので、おおむね下記の方針により対処することとしたい。

1 先に来日した金裕沢経済企画院長は、先方の要求する線として8億ドルを主張したが、韓国側は最近においては5億ドルくらいを考えているのではないかとの情報がある。

他方、我が国戦後の賠償の側に徴すれば、ヴェトナムを除いては、ビルマに対する2億ドルが最低であり、しかも現にこれの増

額が問題になっている。

したがって、日韓請求権問題の解決に当たっては、両国間の過去、現在の特殊かつ密接な関係に照らし、究極的には、請求権の処理（無償経済援助を含む）として■■■ドル、いわゆる経済協力として■■■ドル、計■■■ドル程度にて収束するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより大体■■■ドルくらいの数字を示すことといたしたい。

- 2 (1) 請求権の処理については、その基礎となる各項目の数字、金額等につき、いまだ事務的検討を終わっていないので、明確な結論を出し得る段階に至っていないわけであるが、適当な名目による無償贈与を含めて大体■■■■■■ドル程度の金額を妥当と考える。

（すなわち、事務的検討の結果、■■■■■■ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが、説明困難の場合にはその部分だけは無償援助を考えたい。）

- (2) 上記請求権の処理に加え、いわゆる経済協力として、対インド円借款とほぼ同条件において、■■■不開示部分■■■の借款を供与する。

- 3 なお、現在日韓オープンアカウントには4572万ドル余のいわゆる焦付債権があり、これは韓国側としては返済する意図はないものと認められるが、韓国側が国内関係で請求権（無償経済援助を含む）の金額の増加を望むならば、韓国側をしてこれの返済を確約せしめた上で、いわゆる請求権の金額を■■■■■■ドル増額することも一つの考え方であろう。

- 4 請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とするものである。

5 請求権問題につき、今次会談において何らかの合意をみた場合には、その内容が外部に絶対に漏れないよう双方において厳重に注意すること。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年1月16日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書及び昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書がそれぞれ引用されているところ、その要旨は、(別紙5)通し番号1-26の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で認定したとおりであり、「先方に支払うもの1億ドル、長期低利の経済協力2億ドルの線から出発し、前者1.5億ドルないし2億ドル、後者2億ドルを最終線とする」との解決案や政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として、無償経済援助1億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助2億ドルを軸とする解決案が明らかにされている(乙A108[-203-以下]参照)。

b 通し番号3-41の文書の一部開示部分には、昭和37年11月10日付け「請求権の金額問題会談メモ」と題する文書があるところ、その内容は、(別紙5)通し番号1-26の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で認定したとおりであり、無償2.5対借款1.5程度の解決案やこれにオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして無償3対借款1.5まで譲歩する余地を示す解決案が明らかにされている(乙B77参照)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-140の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和36年11月当時、請求権問題の解決策として外務省が検討していた請求権の処理及び経済協力として韓国側に提供するものの具体的金額であると推認することができる。

そして、当該具体的金額については、上記ア(イ)で認定したとおり、他の行政文書の一部開示により、昭和37年1月以後に日本側が検討していた請求権問題の解決策としての無償供与・借款の具体的金額が既に公にされているところ、本件全証拠によっても、昭和36年11月当時に請求権解決のための具体的な支払額又は経済協力の具体的金額としてこれと異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められないことに照らすと、少なくとも上記ア(イ)で認定した他の行政文書の一部開示により既に公にされている金額と著しく異なるものではないと推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-140の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題等の解決策としての請求権解決のための具体的支払額又は経済協力の具体的金額等であるが、他の行政文書の一部開示により既に公にされたものと同趣旨のものであるといえるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは認められない。

エ 以上によれば、通し番号1-140の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用

されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-140の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-140の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-141

第1 前提事実(各論)

通し番号1-141の文書(文書1367)は、外務省が作成した「韓国の対日請求権について(I)~(III)」と各題する内部文書であり、韓国が主張した対日請求権のうち、朝鮮銀行を通じて韓国から搬出された地金・地銀、朝鮮総督府の債務、在韓日本人の日本への送金、韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権等の対日請求権各項目に関しての日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ(-1-) 4か所、2ページ(-1-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、いずれも、朝鮮銀行を通じて韓国から搬出された地金・地銀関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

- ② 3ページ(-2-) 7か所、4ページ(-3-) 中段約1行分、下段約2行分ほか4か所、5ページ(-4-) 最終行ほか3か所、6ページ(-5-) 2か所、7ページ(-6-) 約2行分(以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも、朝鮮総督府の債務関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

- ③ 11ページ(-10-) 中段約3行分、最終行ほか2か所、12ページ(-11-) 8か所、13ページ(-12-) 3か所、14ページ(-13-) 約5行分ほか3か所、15ページ(-14-) 7か所、16ページ(-15-) 1か所(以下、これらを併せて「不開示部分③」という。)

これは、いずれも、韓国人の対日債権関連の請求権に関する日本政府の見

解及び政府部内で試算した具体的な項目又は金額が記録されている。

- ④ 18ページ（-17-）5か所，19ページ（-18-）5か所，20ページ（-19-）10か所（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これは，いずれも，韓国の対日請求権各項目について返還の要否及び支払う金額として試算した具体的金額の案が記録されている。

- ⑤ 22ページ（-21-）約2行分ほか2か所，23ページ（-22-）1行分ほか1か所，24ページ（-23-）3か所，26ページ（-25-）3か所（以下，これらを併せて「不開示部分⑤」という。）

これは，いずれも，財産・請求権問題における韓国の対日請求権について政府部内で試算した具体的な項目又は金額及び日本政府の対処方針が記録されている。

（乙A286）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-141の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど，日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-141の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A286)。

a 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分③は、「韓国の対日請求権について(I)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還

(イ) 搬出された地金(■■■トン)地銀(■■■トン)は、(中略)返還を請求される理由はない。

(ロ) 地銀中、鮮銀大阪支店に預託されていた■■■トン余(時価にして■■■■■■円)は、(中略)要綱4の問題である。

(ハ) (略)

■■■不開示部分①■■■

2 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済

(1) 逋信局関係

(a) 郵便貯金，振替貯金；郵便為替

(イ) 韓人名義の郵便貯金は，通帳の提出と記名人と所持人とが同一であること■■■不開示部分②-1■■■。(20年8月現在の朝鮮内貯金額■■■不開示部分②-2■■■円の■■%が朝鮮人とすれば■■■不開示部分②-3■■■円。その■■%が韓国人として■■■不開示部分②-4■■■円となる。)ただし，通帳の提示は，動乱があったほか，16年余も経過しているので，ほとんど不可能であろう。なお韓国側は，この関係の受取勘定を■■■不開示部分②-5■■■円としている。

(ロ) 国家承継理論を採って(中略)過超金額は郵便局調査によれば■■■不開示部分②-6■■■円となる。

(b) 国債及び貯蓄債券等

■■■不開示部分②-7■■■貯蓄債権■■■不開示部分②-8■■■円余。また日銀調査として■■■不開示部分②-9■■■円の登録国債が朝鮮総督名で存在するともいう。

(c) 朝鮮簡易保険及び郵便年金関係

これらは郵便貯金と異なり総督府が独立して営業していた。■■■不開示部分②-10■■■韓国側はこの関係受取金を■■■不開示部分②-11■■■円と計算している。わが方には，朝鮮人分の準備金■■■不開示部分②-12■■■円との計算が一応ある。この■■%としても■■■不開示部分②-13■■■円となる。

(中略)

(e) (中略)

帳簿上の送金付替が行われたのみで現金決済が行われなかつ

たものなので、二重払いのおそれはまずない。ただし金額は不明。■■■不開示部分②-14■■■

(2) 1945年8月9日以後日本人が韓国内各銀行から引き出した預金額

1945年12月6日以後許可を得ずに引き出した預金額があれば■■■不開示部分②-15■■■

(3) 朝鮮から収入された国庫金中の裏付け資金のない歳出による韓国受取金関係

(中略)

(ハ) ただし、単純な支出分の返還であれば、■■■不開示部分②-16■■■金額不詳。

(中略)

5 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済

(1) 日本有価証券

(イ) ■■■不開示部分③-1■■■ (金額は不明であるが、登録国債■■■不開示部分③-2■■■円、非登録公社債■■■不開示部分③-3■■■円の数字あり)

(中略)

(2) 日本系通貨

(イ) ■■■不開示部分③-4■■■

(ロ) 焼却日銀券等は、満銀券、儲備銀券(軍票もSCAPが無効とした)等を除き■■■不開示部分③-5■■■

(3) 被徴用韓人未収金(及び税関預かり金)

(イ) 引揚朝鮮人の税関保護預かり金は、■■■不開示部分③-6

■■■仕分けない前の金額としては■■■不開示部分③-7 ■■■

(ロ) 軍人・軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与中■■■不開示部分③-8 ■■■全体として、軍人・軍属の分■■■不開示部分③-9 ■■■円、徴用労務者の分■■■不開示部分③-10 ■■■円。

(ハ) 帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金■■■不開示部分③-11 ■■■朝鮮人全体として■■■不開示部分③-12 ■■■円。

(4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

(イ) ■■■不開示部分③-13 ■■■もっとも日本人徴用労務者に対しては極めて限られた場合についてのみ給付あり（現在約10000人が対象）したがって、韓国人の場合、その満足は得られないであろう。

(ロ) 韓国側は（中略）主張している。仮にこれに同意し、1人当たり100ドルとしても、110百万ドルとなる。ただし、この110万人には南北鮮を含んでいるので、これを■■%が韓国人とすれば■■■不開示部分③-14 ■■■ドルとなる。
（中略）

(5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(イ) 恩給法の規定では、恩給は受領権者が日本国民であることを必要としているが、■■■不開示部分③-15 ■■■しかるときは、既裁定分に未裁定分推計人数を合し、全員失権までとして、総計■■■不開示部分③-16 ■■■円となる。そのうち韓国人分■■■不開示部分③-17 ■■■とみれば、約■■■不開示部分③-18 ■■■となる。もっとも、韓国側は、韓国政府に一時払いを要求（受領権者には韓国政府が支払うと主

張) するから, ■■■不開示部分③-19 ■■■大体1990年代までに■■■不開示部分③-20 ■■■となるべき金額■■■不開示部分③-21 ■■■したがって■■■不開示部分③-22 ■■■は概ね■■■不開示部分③-23 ■■■円程度であろう。

(ロ) (中略)

(6) 韓国人の対日本人又は法人請求

韓国側の説明を聞いていないが, 古い数字で■■■不開示部分③-24 ■■■円というのがある。右は直接交渉ひいては民事裁判の問題であるが, これを認めるときは, 日本人の日本政府に対する補償請求の問題を引き起こすおそれあり, 政治的解決の必要あるべし。

(以下略)

b 不開示部分④

不開示部分④は, 「韓国の対日請求権についてⅡ」と題する文書中にあり, 不開示部分の前後の記載として韓国の対日請求権の各項目等が開示されている。

c 不開示部分⑤

不開示部分⑤は, 「韓国一般請求権について(Ⅲ)」と題する文書中にあり, その前後の記載は, 下記のとおりである。

記

2 それにもかかわらず, 一応の試算をしてみると別紙のごとく, ■■■不開示部分⑤-1 ■■■円を若干上回る程度すなわち■■■不開示部分⑤-2 ■■■ドル弱となる。しかも, この金額になるのには■■■不開示部分⑤-3 ■■■

3 ■■■不開示部分⑤-4 ■■■ドルを幾分上回る程度にとどまる

だろうと推算されるのには（中略）3つの点が大きく作用している。

4 （中略）

(1) 第1の点

一応、容認するものとした請求権のうち恩給関係は、貨幣価値の変動の影響を受けているが、他は金約款のごときものの付いていない国債、郵便貯金、未払賃金、給与、あるいは焼却日銀券とかいう種類のものでも貨幣価値変動の影響を受けないものである。

ただし、韓国側は貨幣価値変動の影響を主張する可能性はある。例えば、恩給関係を除いた金額■■■不開示部分⑤-5■■■円については1ドル360円とせず、50円とか15円とかあるいは4円とかの換算率採用を強く主張するかもしれない。50円をとれば■■■不開示部分⑤-6■■■ドル強となり、15円を取れば■■■不開示部分⑤-7■■■ドル強となる。（中略）

5 韓国側請求要綱第1には、利子等の果実の返済の項目がある。前記■■■不開示部分⑤-8■■■円より恩給関係を除いた■■■不開示部分⑤-9■■■円について年利6分とすれば、16年間では、複利で■■■不開示部分⑤-10■■■円強となる。

（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①等関係

(a) 通し番号1-257の文書の一部開示部分には、韓国の対日請求8項目の第1項に係る地金銀について、「要求数量は、地金249,633,198.61グラム、地銀67,541,771.2グラムであり、この数量の根拠は、朝鮮銀行の帳簿に基づいたものである。」と記録されている。また、当該文書の一部開示部分には、韓国の対日請求8項目に係る項目ごとの韓国側が主張する具体的金額

も記録されている（乙A376）。

(b) 通し番号1-257の文書の一部開示部分には、「鮮銀大阪支店
寄託の地銀（約20トン、2億円）の返還が必要となる」旨記録さ
れている（乙A82[-38-の右葉（72）]）。

b 不開示部分②-5及び不開示部分②-11関係

通し番号1-257の文書の一部開示部分には、韓国側の請求金額
として、次のとおり記録されている（乙A376）。

(a) 韓国の対日請求要綱第2項の通信局関係（郵便貯金振替貯金郵便
為替等）については、請求額合計11億9772万5743円（1
円未満切り捨て）とあるほか、日韓会談における韓国の対日請求8
項目に関する討議記録の18ページから20ページまでのとおりで
ある（乙A376[-14-及び-15-]）。

(b) 韓国の対日請求要綱第2項の通信局関係（朝鮮簡易生命保険及び
郵便年金関係）については、請求金額1億3544万4445円5
1銭とあるほか、日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する
討議記録の39ページから40ページまでのとおりである（乙A3
76[-26-及び-27-]）。

c 不開示部分③-15関係

通し番号1-69の文書中には、通し番号1-207の文書（昭和
37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題
する文書）を引用した部分があり、その内容は、別紙5（通し番号1
-69）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(7)eで認定したとお
りであるところ（乙A108[-211-以下]参照）、このうち、
不開示部分③-15に関連する部分は、要旨下記のとおりである。

記

我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅

事由としているので、韓国人に対する恩給の支払は、これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るといのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く予想していない法律なので、国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-141の文書の不開示部分に記載された情報は、次のものを除き、韓国の対日債権関連の請求権に関する日本政府の具体的見解及び政府部内で試算した具体的金額等であると推認することができる。

他方、次のものについては、以下に説示するとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①のうち1枚目にある4か所

韓国の対日請求に係る地金銀の重量又はその時価であって、通し番号1-257の文書又は通し番号1-251の文書で開示されているものと同程度のもの

(イ) 不開示部分②-5

韓国側が主張する受取勘定の金額であって、通し番号1-257の文書で開示されているものと同程度のもの

(ロ) 不開示部分②-11

韓国側が主張する関係受取金の金額であって、通し番号1-257の文書で開示されているものと同程度のもの

(エ) 不開示部分③-15

通し番号1-69の文書で開示されているところと同様の理由により容認する趣旨のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-141の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 上記情報のうち、次に掲げるものについては、他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又は他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの等から容易に推測することができるためこれと同視し得るものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

a 不開示部分①のうち1枚目にある4か所

これは、通し番号1-257の文書又は通し番号1-251の文書等の一部開示部分により既に公にされている。

b 不開示部分②-5, 不開示部分②-11

これは、韓国側の主張に係る金額であり、通し番号1-257の文書等の一部開示部分により既に公にされている。

c 不開示部分③-15

これは、その内容を上記ア(ア) aで認定した不開示部分の前後の記載及び通し番号1-69の文書の一部不開示部分で公にされている情報から容易に推測することができる。

(イ) 上記(ア)で掲げたもの以外のものは、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解又は具体的試算額等であり、(別紙7)で認

定した金額と同一又は同程度の金額等が含まれている可能性は否定できないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-141の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-141の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-141の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-141の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1) 乙A286の

- a 1ページ(-1-)の4箇所(不開示部分①)
- b 3ページ(-2-)の一番下のもの(不開示部分②-5)
- c 4ページ(-3-)の一番下のもの(不開示部分②-10)
- d 14ページ(-13-)の下から2か所目(不開示部分③-15)

(2) 上記(1)に掲げた部分以外のもの

(別紙5) 通し番号1-142

第1 前提事実(各論)

通し番号1-142の文書(文書1368)は、外務省が作成した昭和36年11月15日付け「第178回外交政策企画委員会記録」と題する内部文書であって、第六次日韓会談に備えて外務省内部で「日韓国交正常化交渉」を議題として開催された日韓会談の経緯及び韓国の対日請求権8項目に関する意見交換会の記録である。

このうち、不開示部分は、次のとおりである。

① 8ページ(-8-) 1か所(以下「不開示部分①」という。)

対日8項目請求に対して韓国側に提示することが政府部内で検討されていた具体的な金額が記録されている。

② 9ページ(-9-) 17行分(以下「不開示部分②」という。)

対日8項目請求について政府部内で検討されていた具体的な支払の実施方法が記録されている。

(乙A287)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-142の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-142の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A287)。

記

○ト部「日韓交渉は、(中略)

今度の第6次会談においては、わが方は第5次会談の継続であるから、請求権項目の中第5次会談で討議しなかった3項目の検討から始めればよいとの考え方であったが、韓国側は、全項目につきもう一度やり直すことを主張している。

韓国側の持ち出している対日請求権8項目の内容は次のとおりである。

(中略)

以上の各項目につきわが方としては次のような態度をとってきた。

(中略)

以上各項目につき日本側としても認められるかもしれないと思われるものを合算してみると、最も甘い案によっても■■■不開示部分①■■■ドル以下である。もつとも、詳しい資料などはまだ韓国側から入手してないので乱暴な数字であることをご承知おき願いたい。」

■■■不開示部分②■■■

○高橋「韓国政府は在日北鮮系人に対しても保護権を主張している。だから北鮮人の分も支払えと主張するであろう。」

○ト部「しかしわれわれとしては北鮮にもauthorityがあるという事実は無視できないという立場に立っている。その立場に立って国会にも説明してきている以上、北鮮人の分まで支払うことはできない。」

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部不開示部分には、昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり、その当時外務省が韓国の対日請求権について査定した金額等について、要旨下記のとおり記録されている(乙A108[-243-以下])。

記

(ハ) 次に、各項目ごとに、上記(ロ)の考え方に基づいた日本側の基本的見解を明らかにし、それとともに、総額についてのわが方の数字を示す。(中略)総額として示す数字は、外務省A案(総額約1億ドル、別添参照)を使用することとする。

外務省A案を使用する理由は、同案は日本の国会や国民に対して

説明し得る合理的根拠をもった最高の額で、これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。(中略)したがって、最初からこのような案を出し、韓国側に対し、これ以上は譲ろうにも譲れない旨強く説明し、韓国側がこれに応じなければいつまでも待つという方針で交渉を行うのが得策と判断される((中略) また、池田総理も、テレビ対談等において、外務省A案のような考え方で本件を解決する意向であることを既に表明されている。)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-142の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和36年11月当時、外務省が検討していた韓国の対日請求権について最も甘く査定した場合の具体的金額(この点、通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年3月当時、外務省の査定した具体的金額として総額1億ドルとの金額が開示されているところ、本件全証拠を精査しても、昭和36年11月当時、これと大きく異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められない。したがって、不開示部分①に係る具体的金額は、少なくとも通し番号1-69の文書の一部開示により既に公にされている金額を超えない金額であると推認することができる。)

(イ) 不開示部分②

昭和36年11月当時、外交政策企画委員会において議論された韓国の対日請求に対して北鮮分を含めて支払をするかなどの支払の具体的実施方法

ウ そうであるとすれば、通し番号1-142の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するも

の（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(7) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求に対する具体的査定額であるが、他の行政文書の一部開示により既に公にされている査定額を超えないものであると推認できることに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(1) 不開示部分②

これに対し、不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する支払の具体的方法であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が協議される余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-142の文書の不開示部分②に記録されてい

る情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分①に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

○ (2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-142の文書の不開示部分②に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ (3) 小括

以上によれば、通し番号1-142の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-142の文書の不開示部分に記録されている情報であって不開示部分①に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（不開示部分②に係る部分）は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-143

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-143の文書(文書1370)は、外務省アジア局が作成した昭和36年12月4日付け「一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題に対応するための小委員の討議の進め方について検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、6ページから8ページまで(5-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、韓国の対日請求権に関する個別具体的な各項目について政府部内で試算した具体的な項目若しくは金額及び各試算方法が記録されている。

(乙A288)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-143の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A288）により認められる不開示部分の直前の記載によれば、通し番号1-143の文書の不開示部分に記録されている情報は、政府部内において韓国の対日請求権の各項目について試算した金額及び各試算方法等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-143の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で試算された金額部分及び各試算方法の詳細に係るものであり、他の行政文書の一部開示により既に公にされている韓国側が主張する韓国の対日請求権の項目名又は韓国側の主張金額等が含まれている可能性を否定することはできないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-143の文書の不開示部分に記録されている

情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-143の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-143の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-144

第1 前提事実(各論)

通し番号1-144の文書(文書1371)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月7日付け「対韓経済協力について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉において議論された対韓経済協力の実施に関する方針が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的な金額、借款の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記録されている。

- ① 4ページ(-4-) 2か所
- ② 5ページ(-5-) 2か所

(乙B289)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-144の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続して中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にす

るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2. 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不快情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟の提起後に一部追加開示された部分には、借款の供与実施機関名（日本輸出入銀行と海外経済協力基金）が記録されているにすぎず、外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係であったことが明らかであったし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-144の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる（乙B289）。

記

2. 金額、金利、返済期間について

経済協力部より、輸銀から本件借款を引き出すことは困難で、結局海外経済開発基金を利用しなければならない。基金は現在104億あり、来年は100億増加する見込みであると説明があった。

これに対し、伊関局長は、来年は100億増し、次年度から200億ずつ増すとすれば基金から毎年■■■不開示部分①■■■ドル宛払うことは可能だと思う。大体請求権■■■不開示部分①■■■経済協

力■■■不開示部分②■■■とすれば、この■■■不開示部分②■■■
■を5年以上に払えば良いと思う。返済期間としては7年据え置き、
10年ないし15年間返済ぐらいでなければ適当でないと思う。また、
経済協力分については今後5年間について決めると同時にその後もそ
の時の状況に応じて考慮する余地があるというような形式にした方が
韓国側は喜ぶだろうと述べた。

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年1月16
日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書及び昭和3
7年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題す
る文書がそれぞれ引用されているところ、その要旨は、(別紙5)通
し番号1-26の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で認定した
とおりであり、「先方に支払うもの1億ドル、長期低利の経済協力2
億ドルの線から出発し、前者1.5億ドルないし2億ドル、後者2億
ドルを最終線とする」との解決案や政治折衝において経済協力問題も
含めた本件の全般的解決を図るための方策として、無償経済援助1億
ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助2億ドルを軸とする解
決案が明らかにされている(乙A108[-203-以下]参照)。
- b 通し番号3-41の文書の一部開示部分には、昭和37年11月1
0日付け「請求権の金額問題会談メモ」と題する文書があるところ、
その内容は、(別紙5)通し番号1-26の「第3 当裁判所の判
断」の1(1)ア(イ)で認定したとおりであり、無償2.5対借款1.5
程度の解決案やこれにオープンアカウントの焦付債権回収を見返りと
して無償3対借款1.5まで譲歩する余地を示す解決案が明らかにさ
れている(乙B77参照)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-144の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和36年12月当時、対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的金額（基金からの借款金額等や請求権処理及び経済協力の内訳を含む。）であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-144の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的金額（基金からの借款金額等や請求権処理及び経済協力の内訳を含む。）であるが、上記アで認定したとおり、他の行政文書の一部開示により、昭和37年1月以後に日本側が検討していた請求権問題の解決策としての無償供与・借款の具体的金額が既に公にされており、本件全証拠によっても、昭和36年12月当時にこの金額と大きく異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められないことに鑑みると、通し番号1-144の文書中の上記具体的金額等はこれを容易に推測することができるというべきである。そうすると、その余の部分も、他の行政文書の一部開示により既に公にされたものと同趣旨のものであるといえるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは認められない。

エ 以上によれば、通し番号1-144の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに

当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-144の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-144の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-145

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-145の文書(文書1373)は、次の内部文書等によって構成されており、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目について、韓国側が要求する金額、政府部内で試算した金額及び韓国の対日請求権各項目に対する日本政府の対処方針が記録されている。

(1) 外務省アジア局が作成した昭和36年12月22日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求金額と日本側主張」と題する文書(同日付け「一般請求権韓国側請求に対する日本側主張(打合会資料)」と題する文書を含む。)

(2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月22日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求金額(一般請求権小委員会において提示せるもの)」と題する文書(昭和36年12月27日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」と題する文書を含む。)

2 通し番号1-145の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 1ページ(-1-)2か所、2ページ(-2-)2か所、3ページ(-3-)3か所、5ページ(-5-)2か所、6ページ(-6-)6か所(なお、13行目「としている。」との前部にもマスキングが施されているが、同部分に記載はなく、不開示部分には含まれない。)、7ページ(-7-)9か所(以下「不開示部分①」という。)

これは、いずれも、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額が記録されている。

② 10ページから11ページまで(-9-)に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」)中の最初の2ページ。(以下「不開示部分②」とい

う。)

これは、いずれも、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額が記録されている。

- ③ 12ページから15ページまで（-9-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分（「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」）中の3ページから6ページまで。以下「不開示部分③」という。）

これは、いずれも、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で査定した具体的な項目又は金額及び試算方法が一覧表形式で記録されている。

(乙A290)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-145の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A290）によれば，次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-145の文書の不開示部分①は，前提事実（各論）1

(1)の文書中にあり，当該文書には韓国側の請求に係る項目ごとに韓国側主張と日本側主張に分けて金額等が記録されているところ，不開示部分①は，いずれも日本側主張に係るものである。

(イ) 通し番号1-145の文書の不開示部分②及び不開示部分③は，前提事実（各論）1(2)の文書に含まれる「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」と題する文書に相当する部分であり，前提事実（各論）1(2)の文書の1枚目には，下記のとおり記録されている。

記

一般請求権小委員会は昨日第8回会合を終え，韓国側請求主要部分についてその根拠，金額について説明があったところ，概要次のとおり報告申し上げる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号1-145の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③

次の各情報（不開示部分②及び不開示部分③は、前提事実（各論）1（2）の文書に含まれる「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」と題する文書に相当する部分であるところ、当該文書の表題が前提事実（各論）1（1）とほぼ同様であること等に照らすと、次の情報が記録されているものと推認することができる。）

- a 前提事実（各論）1（1）と同様の形式による韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等
- b 不開示部分②のうち a 以外の部分には、外務省において韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目ごとに試算した具体的な金額
- c 不開示部分③のうち a 以外の部分には、外務省において韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目ごとに査定した金額及び試算方法であって一覧表の形式で整理されたもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-145の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

- (ア) まず、不開示部分②及び不開示部分③に記載されている情報のうち、上記イ(イ) aに係るものについては、韓国開示文書において公にされているものと推認することができるから、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足

りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 次に、不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(イ) b 及び c に係るものについては、日本政府部内で検討された請求権問題に関して韓国側の請求項目ごとに試算された具体的金額等であり、本件全証拠によっても、これが韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号 1-145 の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(イ) b 及び c に係るものについては、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分②及び不開示部分③に記載されている情報のうち、上記イ(イ) a に係るものについては、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないといふべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-145の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(イ) b及びcに係るものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-145の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①並びに不開示部分②及び不開示部分③のうち上記イ(イ) b及びcに係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-145の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

- (1) 不開示部分②及び不開示部分③のうち、韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等
- (2) a 不開示部分①
- b 不開示部分②のうち上記(1)に相当する部分以外
- c 不開示部分③のうち上記(1)に相当する部分以外

(別紙5) 通し番号1-146

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-146の文書(文書1397)は、外務省が作成した昭和40年6月17日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(案)」と題する内部文書等によって構成されており、昭和40年6月に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案等が記録されている。
- 2 通し番号1-146の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、80ページから154ページまで(79に「次ページ以下75ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連して政府部内で検討された日韓経済協力に関する借款契約案及び事業計画案等が、和文、英文及びハングル文字で記録されている。

(乙A291)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続して中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮